

## 中小企業信用保険法第2条第4項第1号の規定による認定について

### <セーフティネット保証制度>

この制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。1号認定とはその中で、大型倒産により、資金繰りに支障が生じている中小企業者に対して行われるものです。

	認定の対象・基準	提出書類
第1号	<p>1. 対象 経済産業大臣の指定を受けた大型倒産事業者に対し、売掛金債権または前渡金返還請求権を有しており、その回収が困難であることにより、資金繰りに支障が生じている中小企業者。</p> <p>2. 基準 下記のいずれかのを満たしていること。 ①指定事業者に対し、50万円以上売掛金債権等を有していること。 ②指定事業者に対し、50万円未満の売掛金債権等しか有していないが、指定事業者との取引規模が20%以上であること。</p>	<p>1. 認定申請書 <b>2通</b></p> <p>2. 定款の写し(法人のみ)</p> <p>3. 直近1期分の決算書の写し (個人は、確定申告書の写し)</p> <p>4. <b>大型倒産事業者に対する売掛金を確認できる資料(受取手形、契約書 裁判所届出資料等)</b></p> <p>5. <b>大型倒産事業者に対する取引依存度が確認できる決算資料</b></p>

### <注意事項>

◎決算書については、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細書、原価報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表をご提出ください。

◎1号指定大型倒産事業者リストは、中小企業庁のホームページをご確認ください。

\* 中小企業庁のホームページ([http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_1gou.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_1gou.htm))

◎認定書の有効期限は認定後30日です。